

緑のまちづくりモデル事業助成金実施要綱

この要綱は、公益財団法人いしかわ緑のまち基金（以下「基金」という。）の「緑のまちづくりモデル事業」を円滑に実施するため、必要な事項を定める。

（目的）

第1条 この事業は、住宅地、街路・道路、公園・広場などの公共用地及びこれに準じた公共性の高い空き空間を、団体、企業によって花壇や緑地化する費用の一部や「緑」に関する調査・研究・技術開発に助成することにより、地域緑化の普及啓発や緑化施設などの技術開発となることを目的とする。

（助成の対象）

第2条 助成対象は、それぞれ以下の条件を満たすものとする。

一 活動・講習

- ア 公共用地及びこれに準じた場所の花壇設置やプランター等の設置管理費
- イ 屋上・壁面緑化の設置管理費
- ウ 緑化の普及啓発に関する講習・研修・イベント等の開催費

二 調査・研究・開発

- ア 都市緑地の普及につながる各種調査・研究費
- イ 緑化施設に関する技術開発費

（応募条件）

第3条 申請者は、以下の条件を満たすものとする。

- 一 年度内に事業が完了または成果品が提出できること。
- 二 前年度において同事業の助成を受けていないこと。
- 三 事業の途中経過や完了報告を当基金のホームページで公開が出来ること。

（助成金額）

第4条 助成金額は前条に係る経費の内、15万円を限度とし助成する。

（申請、手続き等）

第5条 助成を希望する団体・企業（以下「申請者」という。）は、申請書（様式第1号）に必要書類を添付し基金に提出するものとする。

- 2 基金は、第1項の申請書の内容を審査し適正と判断された場合は、結果を申請者に交付決定通知を交付する。
- 3 申請者は、交付決定通知後に事業着手し、活動等の記録を行う。なお、事業の内容により基金が必要と認める場合は、助成金額の40%を限度として、前払金を支払うことができるものとする。
- 4 申請者は、申請内容を変更し、又は中止しようとする場合は、遅滞なく基金に報告し、承認を受けなければならない。
- 5 基金は、第4項の報告があった時は、助成の決定を取消し又は変更することができる。
- 6 申請者は、事業の完了後、速やかに実績報告書（様式第2号）等必要書類を添付し、基金に提出しなければならない。
- 7 基金は、実績報告書を審査し、適当と認めたときは速やかに申請者に通知するものとする。
- 8 申請者は、前項の規定による通知があった場合は、速やかに請求書（様式第3号）を提出するものとし、基金は正当な請求書を受理した後、14日以内に助成金を交付するものとする。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成29年4月1日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。